

町内会・自治会等

# 民生委員児童委員推薦に関するアンケート調査

## 結果報告書

平成 26 年 4 月  
川崎市



## 目 次

1 調査の目的.....	1
2 調査の設計.....	1
3 表記等について.....	1
4 集計結果.....	2
問1 居住区.....	2
問2 地区世話人会で座長を務めましたか。.....	2
問3 町内会・自治会の民生委員児童委員の担当する地区数.....	3
問4 実際に推薦した地区数.....	3
問5 欠員が生じた地区がある場合、その地区の状況について（複数回答）.....	4
問6 欠員が生じた地区又は人選が難航した地区がある場合、理由として考えられること（複数回答）.....	4
問7 問6のほかに考えられる理由（自由記載）.....	5
問8 新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について.....	5
問9 再任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について.....	6
問9-2 再任の年齢要件を何歳にしたらよいか.....	6
問10 民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われること（複数回答）.....	7
問11 民生委員児童委員の推薦についての意見（自由記載）.....	8
5 使用した調査票.....	9

## 1 調査の目的

本市において、民生委員児童委員の欠員が恒常的に生じている状況を踏まえ、平成 26 年度は、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置し検討を行っていく。

この調査は、町内会・自治会等の民生委員児童委員の推薦に関する実態や課題を把握するために実施した。

## 2 調査の設計

調査対象者	市内の町内会（自治会）会長等 660 団体		
調査方法	郵送による配付、回収（無記名式）		
実施期間	平成 26 年 3 月 3 日～平成 26 年 3 月 17 日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	660 票	439 票	66.5%

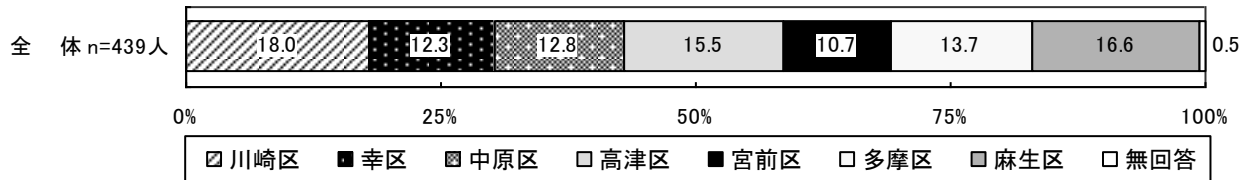
## 3 表記等について

- ① 図表中の「n（回答者数）」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（％）の母数をあらわしている。
- ② 図表の単位は、特にことわりのない限り「％」（回答率）をあらわしている。
- ③ 回答率は小数点第 2 位を四捨五入して掲載しているため、合計が 100％にならないことがある。
- ④ 選択肢の一部を省略・編集している場合がある。
- ⑤ クロス集計については、分析の柱となる項目（年齢や性別など）の「無回答」は掲載を省略している。ただし、「全体」は集計対象の全数を表示しているため分析の柱となる選択肢の回答者数を合計しても必ずしも全体の数値とは一致しない。

## 4 集計結果

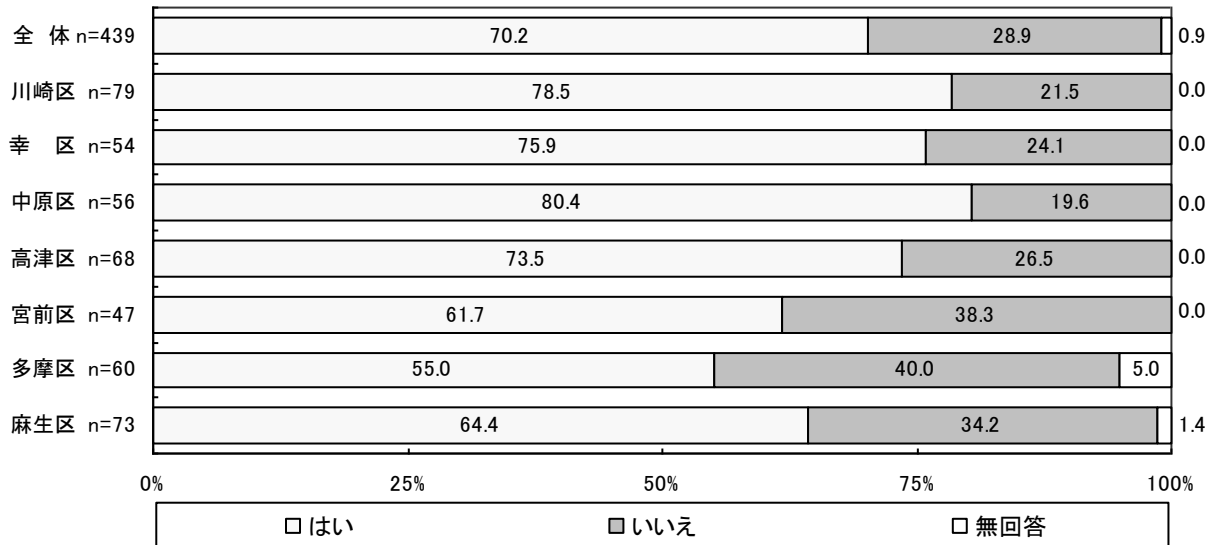
### 問1 居住区

居住区は川崎区が18.0%で最も多く、次いで麻生区が16.6%、高津区が15.5%となっている。



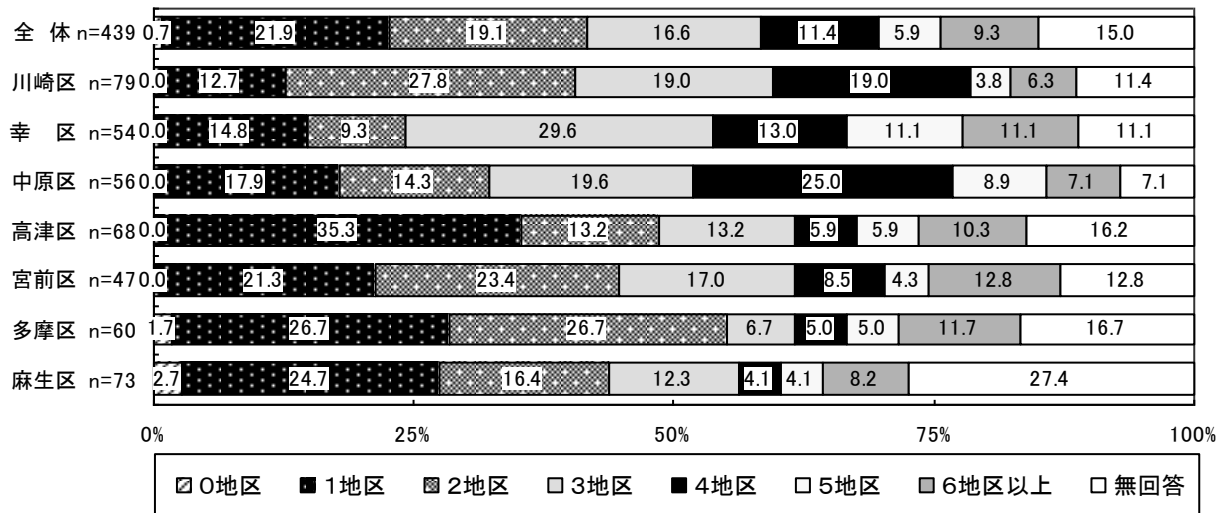
### 問2 地区世話人会で座長を務めましたか。

地区世話人会で座長を務めた割合は、全体では70.2%となっており、区別にみると中原区が80.4%で最も高く、次いで川崎区が78.5%、幸区が75.9%となっている。



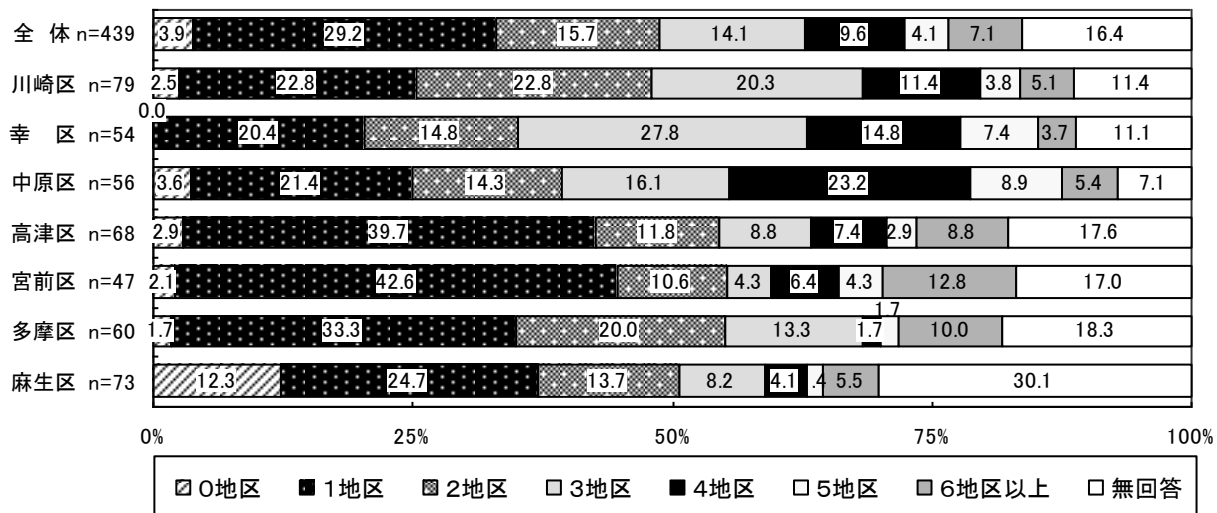
### 問3 町内会・自治会の民生委員児童委員の担当する地区数

民生委員児童委員の担当地区数は、全体では「1地区」が21.9%で最も多く、次いで「2地区」が19.1%、「3地区」が16.6%となっている。区別にみると、最も多いのは、川崎区では「2地区」、幸区では「3地区」、中原区では「4地区」、高津区では「1地区」、宮前区では「2地区」、多摩区では「1地区」「2地区」、麻生区では「1地区」となっている。



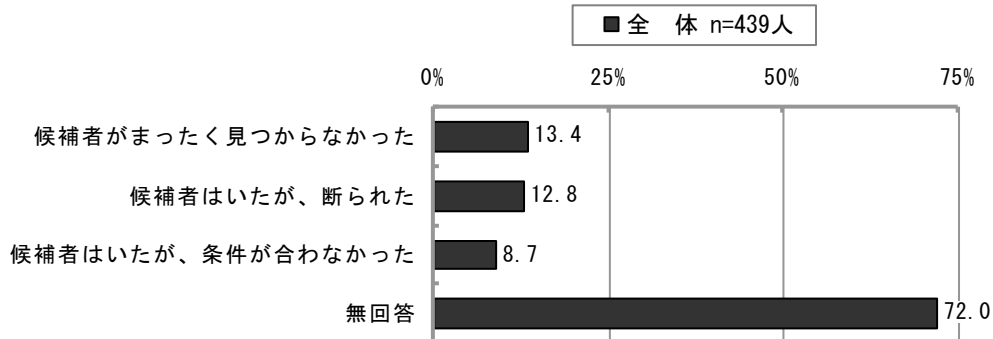
### 問4 実際に推薦した地区数

実際に推薦した地区数は、全体では「1地区」が29.2%で最も多く、次いで「2地区」が15.7%、「3地区」が14.1%となっている。区別にみると、最も多いのは、川崎区では「1地区」「2地区」、幸区では「3地区」、中原区では「4地区」、高津区、宮前区、多摩区、麻生区では「1地区」となっている。



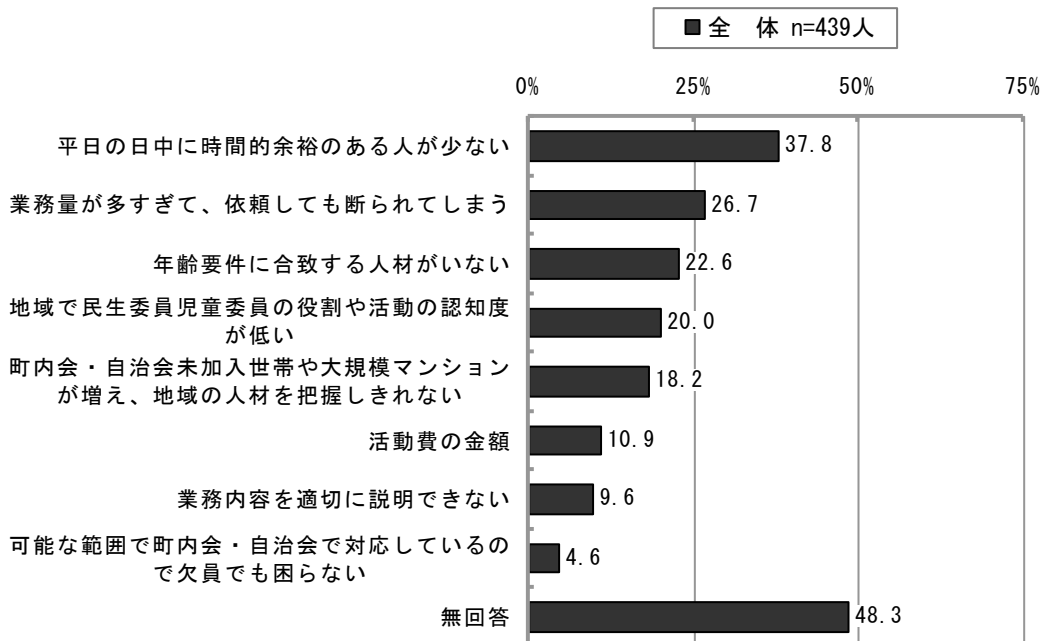
問5 欠員が生じた地区がある場合、その地区の状況について（複数回答）

欠員が生じた地区の状況は、「候補者がまったくみつからなかった」が13.4%、「候補者はいたが、断られた」が12.8%となっている。



問6 欠員が生じた地区又は人選が難航した地区がある場合、理由として考えられること（複数回答）

欠員が生じた、又は人選が難航した理由として考えられることは、「平日の日中に時間的余裕のある人が少ない」が37.8%で最も多く、次いで「業務量が多すぎて、依頼しても断られてしまう」が26.7%、「年齢要件に合致する人材が少ない」が22.6%となっている。



## 問7 問6のほかに考えられる理由（自由記載）

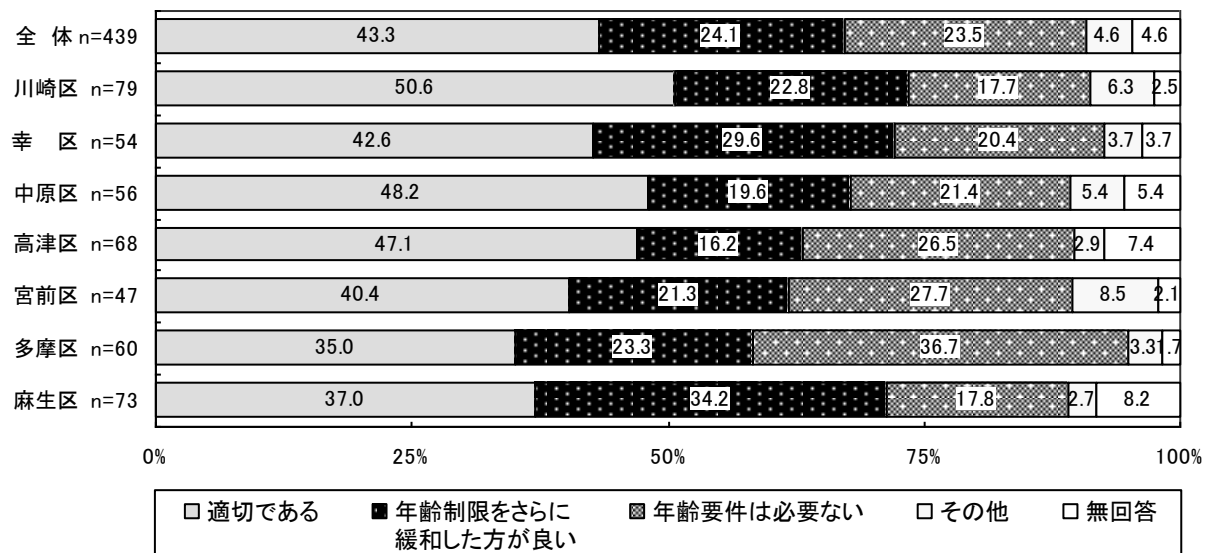
回答者 68 人

- 民生委員児童委員の業務が多く、責任も重いため、負担感が大きい（18件）
- 仕事をしている人が多く、忙しい（9件）
- 民生委員児童委員の業務内容を理解していない、よくわからない（7件）
- 活動費が不明、少ない（6件）
- 活動に関心がない（6件）
- 高齢化（5件）
- 推薦方法に無理がある（3件）
- 民生委員児童委員の必要性が感じられない（3件）
- 自治会のないマンションもあり、選出が難しい（2件）
- 民生委員児童委員同士の間関係が難しい（2件）
- 年齢要件に合わない（2件）
- その他（12件）

## 問8 新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について

新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について、全体では「適切である」が43.3%で最も多くなっている。区別にみると、多摩区を除いて「適切である」が最も多くなっているが、多摩区では「年齢要件は必要ない」が36.7%で最も多くなっている。

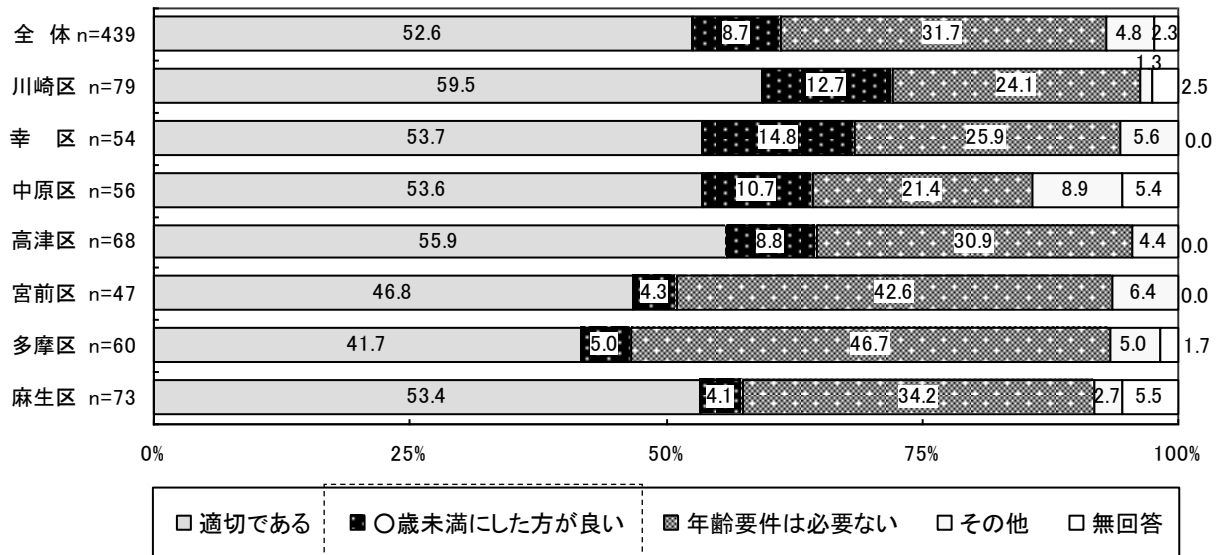
また、「年齢制限をさらに緩和した方が良い」と考える割合は、幸区では29.6%、麻生区では34.2%となっている。





## 問9 再任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について

再任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について、全体では「適切である」が52.6%で最も多くなっている。区別にみると、多摩区を除いて「適切である」が最も多くなっているが、多摩区では「年齢要件は必要ない」が46.7%で最も多くなっている。「年齢要件は必要ない」と考える割合は、宮前区でも42.6%と4割を超えている。



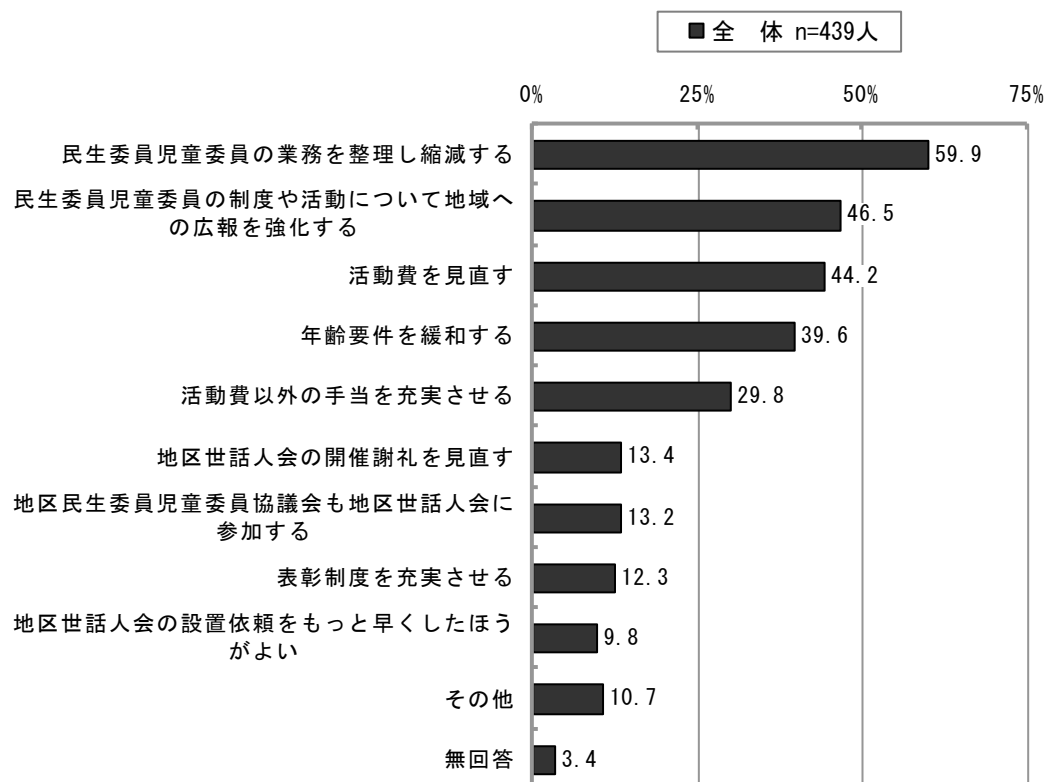
### 問9-2 再任の年齢要件を何歳にしたらよいか

再任の年齢要件を変えた方がよいと考える人（38人）のうち、現行の75歳未満より年齢を引き上げた方がよいと考える人が半数以上となっており、「80歳未満」が10人（26.3%）となっている。

	人数	%
66歳	1	2.6
70歳	5	13.2
72歳	3	7.9
75歳	4	10.5
77歳	4	10.5
78歳	9	23.7
79歳	1	2.6
80歳	10	26.3
無回答	1	2.6
全体	38	100.0

## 問 10 民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われること（複数回答）

民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われることは、「民生委員児童委員の業務を整理し縮減する」が 59.9%で最も多く、次いで「民生委員児童委員の制度や活動について地域への広報を強化する」が 46.5%、「活動費を見直す」が 44.2%となっている。



### 「その他」主な内容

#### 【推薦事務について】

- ・ 世話会是个々の地区ではなく、町会全体で立ち上げてはどうか。
- ・ 各区の推薦会委員に該当する民生委員児童委員の会長（本人）が入って審議することはやめる。世話会で推薦したら候補を明確な理由なしに「不適」とすることは止めるべき。
- ・ 地区世話人会の開催謝礼が多ければ良いということではないが、選ぶ側に対する配慮は必要。
- ・ 地区世話人会をしても世話人を選ぶのが大変。何回やっても人数が減っていく。民生委員児童委員を依頼する事をいやがる人が多い。見直して欲しい。
- ・ 市役所職員が推薦業務を担当すべき。
- ・ 民生委員児童委員の推薦事務は町会全体ではなく役所主体で実施した方が良い。
- ・ 地区民生委員児童委員協議会の参加は本音で話し合えない気がする（委員の情報等について）。

#### 【業務について】

- ・ 法定の業務以外は義務化しない。
- ・ 職業として民生委員児童委員を雇用する。
- ・ 高齢者調査 1人3件～150件の人もあります。ここに1件いくらか手当を支給すると不公平でなくなると思う。赤ちゃん訪問より本人に記入してもらい期間もかかる。1件20分～長いと2時間位になることもある。おしゃべり相手になってしまうため。
- ・ 本来の業務以外の参加要請に対して不参加できる雰囲気を作り出す事も必要と思う。
- ・ 民生委員児童委員は町内行事へ積極的に参加する。
- ・ 2期、3期など短い期間でも表彰する。（3件）

- ・社協との関連を見直すべきだと思います。社協のあり方をもっと地域との連携をはかるべきでしょう。民生委員に頼りすぎでしょう。

#### 【活動について】

- ・民生委員児童委員個人としての行動ではなく、なるべくグループによる活動を考えた方が良くはないか。
- ・男性と女性とをペアで活動したらどうか。
- ・複数のグループで活動する。負担が減るので当番制でも回せるかもしれません。

#### 【補助員制度について】

- ・町会内に福祉協力委員制度を設置するなど、次期民生委員児童委員を出しやすいようにする。加えて民生委員児童委員の業務を緩和する。
- ・新生児～児童までは、担当は別組織となっている。地域の見守りなど地域担当補助員のような形で拡大してはどうか。
- ・民生委員児童委員の副を（補助、サブ）経験者等を含め年齢制限なしで配置したいものである（業務量の軽減化並びに敏速化）。

#### 【任期について】

- ・任期の短縮、3年間は長いので、言われれば誰でも嫌がる。

#### 【行政の対応について】

- ・行政からの住民情報が全くないことが問題である。
- ・民生委員児童委員の活動をよく知らない人もいます。認知度をあげる取り組みが必要。

## 問 11 民生委員児童委員の推薦についての意見（自由記載）

---

回答者 181 人

- 民生委員児童委員の業務量の多さ、負担感、責任に関すること（42件）
- 民生委員児童委員の業務内容がよく分からない、説明ができない（21件）
- 制度の見直し、業務内容の見直し、担当世帯数の見直し等（21件）
- 年齢要件に関すること（19件）
- 推薦方法に関すること（18件）
- 活動費、報酬に関すること（15件）
- 仕事を持っている人が多く、時間の余裕がない等（12件）
- 町内会・自治会等との関係や連携、情報共有に関すること（12件）
- 行政が行う業務である、行政からの情報提供が必要等（8件）
- 関心がないこと等（6件）
- 活動内容の広報が必要等（6件）
- 高齢化（6件）
- 人材不足（6件）
- マンションからの推薦が難しいこと等（5件）
- 個人情報に関すること（4件）
- 社会福祉協議会との関係に関すること（3件）
- 主任児童委員、児童委員の任命に関すること（4件）
- 民生委員児童委員の任期に関すること（3件）
- アンケートに関すること（2件）
- その他（15件）

## 民生委員児童委員推薦に関するアンケート調査

### ご記入にあたってのお願い

1. この調査票は、無記名で、町内会・自治会の方に回答をいただくもので、設問によっては回答される方を限定しています。
2. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ(切手は不要)、**3月17日(月)**までに投函ください。
3. 回答は、チェックボックスにチェック () をしていただきますようお願いいたします。
4. 質問の進み方は、回答内容により質問の前後に指示されていますのでそれに従ってください。
5. 本アンケートは、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けた目的のみ使用し、個々の町内会・自治会を特定できるような集計はいたしません。
5. ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課  
電 話 044 (200) 2626  
FAX 044 (200) 3637  
メール 35tihuku@city.kawasaki.jp  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

問1 どちらの区にお住まいですか。

- |                                |                                |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 川崎区 | <input type="checkbox"/> 2 幸区  | <input type="checkbox"/> 3 中原区 | <input type="checkbox"/> 4 高津区 |
| <input type="checkbox"/> 5 宮前区 | <input type="checkbox"/> 6 多摩区 | <input type="checkbox"/> 7 麻生区 |                                |

問2 地区世話人会で座長を務められましたか。

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 はい | <input type="checkbox"/> 2 いいえ |
|-------------------------------|--------------------------------|

問3 貴町内会・自治会の民生委員児童委員の担当する地区数はおいくつですか。

( ) 地区

問4 問3の地区のうち、実際に推薦された地区数はおいくつですか。

( ) 地区

問5 欠員が生じた地区がある場合、その地区の状況についてお伺いします。

(複数回答可)

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1 候補者がまったく見つからなかった  |
| <input type="checkbox"/> 2 候補者はいたが、条件が合わなかった |
| <input type="checkbox"/> 3 候補者はいたが、断られた      |

問6 欠員が生じた地区又は人選が難航した地区がある場合についてお伺いします。

理由として考えられることは何ですか。

(複数回答可)

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1 業務量が多すぎて、依頼しても断られてしまう                  |
| <input type="checkbox"/> 2 町内会・自治会未加入世帯や大規模マンションが増え、地域の人材を把握しきれない |
| <input type="checkbox"/> 3 業務内容を適切に説明できない                         |
| <input type="checkbox"/> 4 年齢要件に合致する人材がいない                        |
| <input type="checkbox"/> 5 可能な範囲で町内会・自治会で対応しているので欠員でも困らない         |
| <input type="checkbox"/> 6 活動費の金額                                 |
| <input type="checkbox"/> 7 地域で民生委員児童委員の役割や活動の認知度が低い               |
| <input type="checkbox"/> 8 平日の日中に時間的余裕のある人が少ない                    |

問7 上記のほかに考えられる理由がございましたら御記入ください。(自由記載)

--

問8 地区を担当する新任の民生委員児童委員の年齢要件をどう思いますか。

【現行の年齢要件 新任：原則66歳未満、例外：72歳未満】  
(新たに民生委員児童委員として推薦できる年齢の上限)

※平成26年2月に例外規定を従来の70歳未満から72歳未満に変更しております。

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 1 適切である     | <input type="checkbox"/> 2 年齢制限をさらに緩和した方が良い |
| <input type="checkbox"/> 3 年齢要件は必要ない | <input type="checkbox"/> 4 その他( )           |

問9 地区を担当する再任の民生委員児童委員の年齢要件をどう思いますか。

【現行の年齢要件 再任：75歳未満】

(民生委員児童委員の定年。3年毎の一斉改選時(次回は平成28年12月1日)時点での年齢)

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1 適切である         |
| <input type="checkbox"/> 2 ( )歳未満にした方が良い |
| <input type="checkbox"/> 3 年齢要件は必要ない     |
| <input type="checkbox"/> 4 その他( )        |

問10 民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われることは何ですか。

(複数回答可)

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1 年齢要件を緩和する  |
| <input type="checkbox"/> 2 民生委員児童委員の業務を整理し縮減する<br>(民生委員法に定められた福祉事務所への協力等、法定の業務は除きます)  |
| <input type="checkbox"/> 3 民生委員児童委員の制度や活動について地域への広報を強化する                              |
| <input type="checkbox"/> 4 活動費を見直す  |
| <input type="checkbox"/> 5 活動費以外の手当てを充実させる<br>(例：こんにちは赤ちゃん訪問では、1件訪問につき手当支給)           |
| <input type="checkbox"/> 6 表彰制度を充実させる<br>(現在は民生委員児童委員勤続10、15、20、25、30年の方に市長表彰を行っています) |
| <input type="checkbox"/> 7 地区民生委員児童委員協議会も地区世話人会に参加する                                  |
| <input type="checkbox"/> 8 地区世話人会の設置依頼をもっと早くしたほうがよい<br>(平成25年度は4月に全町連役員会に依頼、8月までに選出)  |
| <input type="checkbox"/> 9 地区世話人会の開催謝礼を見直す  |
| <input type="checkbox"/> 10 その他( )  |

問 11 民生委員児童委員の推薦につきましてご意見がございましたら御記入ください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で、**平成26年3月17日（月）**までにご投函ください。（切手は不要です。）

---

民生委員児童委員推薦に関するアンケート調査  
結果報告書

平成 26 年 4 月

川崎市健康福祉局地域福祉課

---